

強風で吹き飛ばされた隣家の屋根瓦によって、

自動車が損傷した場合の

損害賠償請求について

【問】 先日の強風の際、隣家の屋根瓦が吹き飛ばされ、自宅駐車場に止めていた私の自動車に当たり、大きく損傷してしまいました。

隣家は、古い一戸建て住宅であり、強風の当日、まだ風がそれ程強くなる前から屋根瓦が飛ばされ始めていました。また、強風後の隣家の屋根の状況見ても周囲の住宅の屋根と比べて明らかに大きな被害が生じています。

その隣家に住んでいるAは借

家人ですが、昨日、Aに私の自動車の損傷についての損害賠償を求めてみました。しかし、「自分がわざとやったわけではないから私わない」と言って応じてくれません。

このような場合には、誰にも損害賠償を請求することはできないのでしょうか。

【答】 質問の隣家の場合、風がそれ程強くなる前から屋根瓦が飛ばされ始めており、強風後の屋根の状況見ても周囲の住宅の屋根と比べて

明らかに大きな被害が生じていること等から、建物の設置又は保存に瑕疵(※1)が認められる可能性があります。

したがって、土地の工作物等の占有者及び所有者の責任(民法七二七)以下「工作物責任」というのを主張して、第一次的にはA(占有者)に、第二次的にはAの大家(所有者)に対して、損害賠償を請求することができます。

※1 「さず」の意味であり、何らかの欠点、欠陥がある

ことを表すために、法令等においてしばしば用いられる用語

一 工作物責任の成立要件

(土地の工作物等の占有者及び所有者の責任)
民法第七二七条 土地の工作物の設置又は保存に瑕疵があることによって他人に損害を生じたときは、その工作物の占有者は、被害者に対してその損害を賠償す

る責任を負う。ただし、占有者が損害の発生を防止するのに必要な注意をしたときは、所有者がその損害を賠償しなければならない。
二・三(略)

じたりして、その種の工作物として通常備えるべき安全な性状を欠いているような場合は、設置又は保存に瑕疵があるといえます。

工作物の設置又は保存に瑕疵がある以上は、自然力や第三者・被害者の行為が競合して損害が出た場合であっても工作物責任は生じます(しかし、全く予想外の強風・豪雨という「不可抗力」(工作物の設置又は保存に瑕疵がなくても損害が生じる程度のもの)によって工作物が破壊され、それによって損害が生じた場合は、因果関係があるとはいえず、工作物責任は生じません)。

(3) 占有者には免責事由のないこと。
占有者は、損害発生の防止のため必要な注意をしたことを証明すれば、免責されます(民法七二七「ただし書」)。この注意は、損害の発生を現実に防止できるだけの措置が必要で、例

えば、立札を立てるなどして危険なことを公示・通知するだけでは足りません。

二 工作物責任の結果

(1) 責任負担者

工作物の占有者が第一次責任負担者です。しかし、前述のとおり、占有者は免責されることがありますから、占有者が免責されたときは、第二次責任負担者として所有者が責任を負います。所有者については、占有者のように免責されることはありません(ただし、瑕疵が存在であることを証明すれば、免責されます)。

(2) 求償権(※2)

賠償をした占有者・所有者は、工作物を築造した請負人、工作物の以前の占有者・所有者で瑕疵を生じさせたことについて責任がある者がいるときは、その者に対して求償権を行使することができます(民法七二七三)。

※2 他人のために財産上の利益を与えた者が、その他人に対して持つ返還請求権のこと。

(2) 土地の工作物の設置又は保存に瑕疵があること。

「設置又は保存に瑕疵」があるとは、その工作物の建造やその後の修理等に不完全な点があることをいいます。例えば、その工作物に当初から工事・設備に不完全なところがあったり、後に工作物が腐朽したり亀裂が生

【参考文献】
遠藤浩ら・民法(7)事務管理・不当利得・不法行為「第三版」
我妻榮ら・コンメンタール民法総則・物権・債権「第二版」

意は、損害の発生を現実に防止できるだけの措置が必要で、例

よって隣家を損傷させたという事案において、その屋根瓦が台風

の最大瞬間風速以前に飛散し始めていたことや、その屋根の被害状況が近隣建物に比べて大きかったこと等を理由に、建物の設置又は保存に瑕疵を認め、